

## 平成27年第4回砂川市議会定例会

平成27年12月8日（火曜日）第2号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1 議案第 4号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市広報区設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 平成27年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 平成27年度砂川市介護保険特別会計補正予算

- 日程第 2 一般質問  
延会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 4号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市広報区設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成27年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成27年度砂川市介護保険特別会計補正予算

日程第 2 一般質問

増 山 裕 司 君  
多比良 和 伸 君  
武 田 圭 介 君

○出席議員（13名）

議 長 飯 澤 明 彦 君  
議 員 増 井 浩 一 君  
増 山 裕 司 君  
佐々木 政 幸 君  
武 田 圭 介 君  
北 谷 文 夫 君  
小 黒 弘 君

副議長 水 島 美喜子 君  
議 員 多比良 和 伸 君  
中 道 博 武 君  
武 田 真 君  
辻 勲 君  
沢 田 広 志 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	遠 藤 芳 春
砂 川 市 監 査 委 員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長	渡 邊 勝 郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
病 院 事 業 管 理 者	小 熊 豊
総 務 部 長	湯 浅 克 己
兼 会 計 管 理 者	
総 務 部 審 議 監	熊 崎 一 弘
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	田 伏 清 巳
建 設 部 長	古 木 信 繁
病 院 事 務 局 長	氏 家 実

総務課長 安田 貢  
政策調整課長 河原 希之

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長 井上 克也  
教育次長 和泉 肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長 中出 利明

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 湯浅 克己

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 田伏 清巳

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長 峯田 和興  
事務局次長 高橋 伸二  
事務局主幹 佐々木 純人  
事務局係長 渡部 秀樹

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 おはようございます。休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第4号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 議案第6号 砂川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について
- 議案第7号 砂川市広報区設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第1号 平成27年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第2号 平成27年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長 飯澤明彦君 日程第1、議案第4号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議案第6号 砂川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について、議案第7号 砂川市広報区設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成27年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成27年度砂川市介護保険特別会計補正予算の9件を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 増井浩一君（登壇） おはようございます。予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

12月7日に委員会を開催し、委員長に私増井、副委員長に中道博武委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第4号、第6号から第11号まで、議案第1号及び第2号の一般会計、特別会計の補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長 飯澤明彦君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これより議案第4号、第6号から第11号まで、第1号及び第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号、第6号から第11号まで、第1号及び第2号を一括採決します。本案を、予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

## ◎日程第2 一般質問

○議長 飯澤明彦君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は8名であります。

順次発言を許します。

増山裕司議員。

○増山裕司議員（登壇） おはようございます。私は、通告に基づきまして、大きく3項目について一般質問を行います。

1、砂川市庁舎の整備について。市庁舎の整備については、この庁舎が災害対策の拠点でありながら耐震基準を満たしておらず、バリアフリー対応や老朽化等が以前から課題となっていました。これまではまず市民が利用する小中学校、総合体育館、公民館等の耐震化を優先的に進めてきました。今年度になり、市庁舎の整備について市民の意見を求める砂川市庁舎整備検討委員会を設置し、委員会の皆様により真摯に検討され、その結果は11月25日に砂川市庁舎整備検討委員会における市庁舎の整備に関する委員の意見報告

という形でまとめられたものが市長に提出されました。市長は、この委員会の報告などを参考にしながら市庁舎の整備について決断していくとの考え方を随所で述べられていたと思いますが、私はまちづくりを総合的に考えると市庁舎の整備は重要な課題の一つと受けとめます。しかし、現在進行中の第6期総合計画においては、他にも優先すべきと思われる事業が多々あります。適正な財政運営をにらみながら財源などの点を考慮して、今回の委員会からの報告を受けて、市長としてどのような判断をされようとしているのか伺います。

2、砂川市の接遇教育について。市役所、市立病院の職員接遇教育について、第2回定例会ではマニュアルの作成を視野に入れて取り組むという話を伺っています。接遇は、住民サービスの根幹です。いま一度その後の取り組みの進捗状況と今後のさらなる取り組みについて伺います。

3、スポーツ基本計画について。国は、平成23年にスポーツ振興法からスポーツ基本法に改正して、スポーツの基本理念や国や地方公共団体の責務と役割を明確にしました。また、本年10月にスポーツ庁が設置され、スポーツ強化の姿勢がより明確になりました。市のスポーツ振興の考え方は砂川市第6期総合計画、砂川市教育大綱に記載されていますが、スポーツ振興への国の対応強化を踏まえて、市としても地方スポーツ推進計画の単独計画を策定して、人材の育成といったソフト面、また野球場、陸上競技場、テニスコート、サッカー場等のハード面の両面からスポーツ環境の整備を進めていく時期に来ていると思われませんが、教育委員会の考え方を伺います。

以上、初回の質問とさせていただきます。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） それでは、庁舎整備について、私のほうから市長としての考え方を申し述べたいというふうに思います。

庁舎整備検討委員会、16名の市民の代表の方に5回、いろんな角度から論議をしていただきました。その内容につきましては、ホームページで公表されてございますけれども、概要的には改修でも新築の8割程度の経費がかかる。耐用年数的にメリットがないのではないかと。または、北庁舎の接続などバリアフリーがされていない。総体としては、改修ではなく建てかえをすべきだろうと。また、一部の委員さんからは、古い建物として今の建物を保存しながらやる方法はないのかというのも一部から出てきたところでございます。

また、意見の内容、具体的な内容でございますけれども、庁舎の建設場所としては今の現在地周辺または駅周辺に建てられないのかと、こんな意見もございましたけれども、これは今の段階で経費の問題は度外視して論議をしていただいたものでございます。

また、庁舎の規模でございます。ワンフロアで市民が一遍に用事を済ませることができるようにならないのか、または総合福祉センター、商工会議所、地域包括支援センター、観光協会なども同時に入れるような、そんな施設はどうだろうか、店舗などテナントに貸与

できるようなものも考えられないのか、さらには議会関係施設をもっとコンパクトなものにすべきではないのかと、こんな意見が出されたわけでございますけれども、総体として私の判断は今の庁舎については建てかえを行う方向で次の段階に入っていきたいと、このように考えているところでございます。

全体的な流れを申し上げますと、まずこれらの市民に出された意見をそれぞれ検証していかなければならないということで、基本構想をつくってまいりたい。これは、コンサルに入ってもらいまして、今度は経費の比較もしていかなければならない。例えば建設場所によっては大きく経費がかかってくると、こういうものも全体に市民にはわかってもらわなければならないというのが私の基本的な考え方でございまして、庁舎整備というのは今資材が高騰しておりまして、物すごい勢いで上がっている。庁舎は、起債で対応するわけですが、従来の中核市街地でやったように交付税算入とか補助金のない起債で、もろに市がかぶってくる。また、膨大な経費がかかる。これらも市民の方にわかっていただきながら、理解をいただいて進めていかなければならないと、基本的にはそういう考えでございまして、もし基本構想ができた後にそれが可となれば、基本計画、基本設計、実施設計、建設開始ということで、最短でいっても5年はかかるというような流れになってございまして、いずれにしましても平成28年度に基本構想をつくるための委託料を計上してまいりたいと、このように考えております。

それから、質問の中でいわゆる建設コストの高騰などによって、ほかの事業のほうに影響は出ないのかという質問もございました。やはりかなり……ここであえて額は根拠がないものですから申し上げませんが、かなり大きな事業になることが想定されて、ほかの事業に影響はないのかといたら、影響はこのままでいけば出てくるであろうと。ただ、第5期総合計画の中で市立病院も含めて駅東部開発をやったときに私が当時申し上げたのは、いわゆる第5期総合計画の期間内10年のスパンの中で事業調整をしながら、そこが突出してもほかのほうで抑えながら総体としてはやれるような財政運営をしてまいりたいと、このように申し上げたことがございまして、この庁舎建設につきましても第6期総合計画の範囲内の中で何とか調整しながら、なるべくほかの事業に影響が出ないような、恐らく少子化なり、定住化なり、いろんな事業が想定される、また建物の改修もほかに公営住宅、改良住宅も含めて出てくる。それらの事業調整をきちんとしながら、財政的影響をなるべく大きく出ないような方法でこれから1年検討を加えてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 大きな2の砂川市の接遇教育についてご答弁を申し上げます。

市役所職員の接遇教育につきましては、第2回定例会において、これまでの接遇研修が内部講師を中心とした取り組みであったことに鑑み、新たな視点で接遇の重要性を再認識

できるように外部機関から講師を招く形式の研修も実施してまいりたいと。また、接遇マニュアルの作成につきましても一部の部署ではマニュアル化している実績を踏まえ、それをベースとして他自治体の先進事例についても参考としながら、全庁的に共通した職員向け接遇マニュアルの作成を視野に入れた取り組みを進めてまいりたいとご答弁を申し上げたところでございます。

その後の取り組みの進捗状況と今後のさらなる取り組みについてであります。まず接遇研修につきましては外部機関から講師を招聘し、原則として全職員を対象とした集合型の研修を来年1月に実施する予定であります。この研修におきましては、接遇に当たっての心構えや姿勢といった最も根本的かつ本質的な部分をもう一度職員全体で一から再確認していく必要があるのではないかと考えていることから、おもてなしの心、良好なコミュニケーションを形成するために必要な手法等について、現実起こり得る場面を想定して受講者がそれぞれの役割を演じる疑似体験、ロールプレイングも交えながら、座学だけではなく体験的な内容も交えた研修となるように講師予定者と打ち合わせを進めているところであります。また、接遇マニュアルの作成につきましても接遇研修の内容を加味した中で、できるだけ早い時期に作成できるよう取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

接遇は、市民の皆様へ行政サービスを提供する上での根幹をなすものであると同時に、その実践には終わりが無いことから、研修という節目の機会に限らず、平常時から取り組むべき普遍的な課題であります。今後とも機会あるごとに職員に対する注意喚起を図るとともに、接遇マニュアルが完成した段階においては、その活用に関して日ごろから職員に対する働きかけを行うなど、接遇能力の向上と意識の高揚に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) 大きな2の砂川市の接遇教育についての市立病院の職員接遇教育についてご答弁申し上げます。

接遇の質向上を図ることは、来院してくださる患者さんだけではなく、そのご家族や地域の方々の満足度を高めるとともに、病院の医療の質を高めるものであります。このことから、多忙な業務の中であっても実践できる接遇を日ごろから身につけておくため、接遇教育は大変重要なものと考えております。

ご質問の接遇教育取り組みの進捗状況についてであります。予定しておりました接遇研修については各地の病院、施設などで医療、福祉、専門職への指導を行っている接遇インストラクターを招き、「医療接遇の基本研修」というテーマで全職員に向け実施いたしました。本研修には、154名の参加があった中、参加した職員は医療現場における基本的なマナーの再認識と実践的ロールプレイやケーススタディーを通して患者さんと心の通う接遇のあり方などについて学んだところであります。

続きまして、今後のさらなる取り組みについてであります。接遇への取り組みに終わりはなく、地道に取り組みを継続することが当院の基本方針でもあります。患者さんの人権を尊重し、患者さん本位の人間性あふれる医療を提供するための意識をより強固なものとしていくものと考えております。医療情勢が目まぐるしく変化する中、今後も職員の接遇に対する意識向上にはどのようなテーマが効果的であるのかを検討し、接遇の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君（登壇） 大きな3のスポーツ基本計画についてご答弁申し上げます。

平成23年6月、スポーツに関し、基本理念を定め並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としてスポーツ基本法が制定され、国におきましてはこのスポーツ基本法に基づき平成24年3月にスポーツ基本計画を策定し、北海道は平成25年3月に北海道スポーツ推進計画を策定したところであります。教育委員会といたしましては、国や北海道の計画、また砂川市第6期総合計画との整合性も図りながら、砂川市におけるスポーツ振興の基本となるスポーツ基本計画を策定するべく作業を進めているところであります。

また、計画策定によるソフト、ハード面のスポーツ環境の整備についてであります。現在市内各スポーツ施設につきましてはそれぞれ老朽化が進んでおりますことから、昨年度は総合体育館の耐震化に合わせ施設設備の大規模改修を、今年度におきましては海洋センター体育館の屋根の改修や海洋センター艇庫の環境整備を行ったところであり、今後も野球場を初め既存施設の改修を計画的に実施するとともに、大会出場助成などを通じてスポーツ活動の振興、奨励を図るほか、スポーツ少年団への助成や指導者登録への支援を行うなどにより人材育成にも努めているところであり、今後におきましてもスポーツ基本計画の策定と並行してスポーツ活動の環境整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、砂川市市庁舎整備についてですけれども、市長から建てかえを行う方向で検討を進めていくという考え方、それから28年度から基本構想の検討に入るという考え方、財源については第6期総合計画に支障のないよう留意して進めていくという考え方、それから期間については今のところ最短5年程度で考えているという考え方、このようなことが今明らかになったわけですが、全体の流れについては伺ったわけですが、先

ほど市長のほうから市のホームページに掲載されております砂川市庁舎整備検討委員会の各委員からのさまざまな意見についても紹介されたわけですが、新築場所についてはいろんな意見がありましたよね。駅前ですとか、現状の市役所の周辺ですとか、あるいは駅東部地区ですとか、それから旧中央小学校、旧北高跡ですとか、いろんな意見があったと思います。また、まちの活性化や防災という面からも議論されていたというふうに思いますし、また市役所単独ではなくて総合福祉センターですとか、あるいは商工会議所ですとか、包括センターなど複合施設にしたかどうかというようなご意見ですとか、またテナントも入居させたらどうかというような大変ユニークなご意見もあったやに拝見していたわけですが、それに加えて先ほど建設費ですとか、それから移転費用等の意見も慎重に検討すべきだというようなご意見もあったかと思えます。私ども議会に関しても先ほど市長おっしゃったように、コンパクトな議会にしたかどうかというようなことも含めてご意見があったと思いますし、私も議会人としてこの辺については重く受けとめていかなくてはいけないなというふうに思っております。そういう意味で、委員会の皆様の熱心な議論について、また真摯な態度について敬意を表したいというふうに思います。

そこで、現時点で大まかな流れについての考え方は市長から出されたわけですが、いま一度今後の進め方について具体的なものがあるのかどうかも含めてお伺いしたいのですが。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 今後の進め方、その中でまた具体的なものということのご質問であったかと思えます。

1回目で市長がご答弁を申し上げましたとおり、建てかえの方向で検討を進めるという考え方にに基づきまして、今後の進め方ということではありますけれども、これまでも市庁舎の改築等につきましては総務部を中心に検討を進めてきた過去の経過もございます。その中で考えられる流れといたしましては、市長が1回目でご答弁申し上げましたとおり、まずは基本構想がありまして、基本計画、基本設計、実施設計、そして建設開始となるのが一般的な流れというふうに捉えているところでございます。

現時点で予定しております考え方といたしましては、まず基本構想といたしまして、この中で庁舎建設の基本的な考え方、建設場所、建設規模、財源などを検討することになるかと考えているところでございます。また、その基本構想の中で市庁舎建設の基本理念というものをまとめていきたいと思っております。その後、次に基本計画として、この基本構想に沿った基本的な考え方の具体化のための検討などを進めていくということになっております。その後、これに基づきまして基本設計、実施設計、建設工事と進めていくことになるものでございます。そのため、平成28年度からということになるかと思えますけれども、まず最初に庁内に庁舎建設の庁内検討委員会なるものを立ち上げてまいりたいと思えます。このたびの庁舎整備検討委員会におかれまして、庁舎の建設場所、規模

などにつきましてもご意見をいただいたところでございますので、この意見なども踏まえ検討を進めるとともに、この庁内検討委員会の議論の後、条例により設置を予定しております市民の皆さんに参加をしていただきます、現在のところ仮称というふうに考えておりますけれども、庁舎建設審議会というものを設置いたしまして審議を進めていただくことを予定しているところでございます。また、この庁内における検討あるいは市民によりまず審議を円滑に進めるため、先ほど市長の1回目の答弁にもありましたとおり、コンサルタントに業務の委託を行いまして、これらの策定の支援を求めることを予定しております。これが現状におきます今後の進め方の考え方というところでございます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 ただいま基本構想、28年度から進めるのですけれども、その考え方について説明があったのですけれども、具体的な流れというのは、例えばタイムスケジュール的なものはその基本構想の中で検討されていくのか伺います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 今後の進め方のより具体的なものということで、今スケジュールというお話がございました。今回の議会におきまして、建てかえの方向で検討するという方向性が示されたところでありますので、まだそれらの方向性、実際の具体的なスケジュール等につきまして検討できている状況ではございませんけれども、まず基本的に28年度に向けて検討を進めていくこととなりますけれども、例えば全体のスケジュールをお示しするというものにつきましては、基本的にはやはり基本構想の中でいろいろ議論を踏まえながら、その中でスケジュールを示してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 進め方は理解しました。現時点では、新設するという方向で検討を進めていくという考え方と流れがわかったわけですが、具体的な流れについては28年度からの基本構想の中で詰めていくということも理解しました。来年3月議会の中で、また庁舎建設審議会ですとかコンサルタントの委託料というものが出てくるのだろうというふうに、計上される段階で、その中でまた今後より具体的な内容についても次第に明らかになってくるというふうに思っております。また、そのときに質疑をさせていただきたいと思っておりますので、大きな1についてはこれで終わらせていただきます。

次に、砂川市の接遇教育について、2回目の質問をさせていただきます。市職員の接遇研修は、来年1月に実施する予定であること、また接遇マニュアルについては研修内容を加味して、できるだけ早い時期に作成していくという考え方については理解しました。おっしゃるとおり、接遇は市民の皆様への行政サービスを提供する上での根幹だというふうに思います。接遇研修を今後も継続的に行っていただきたいと思いますが、その点を含めていま一度ご担当の決意を伺いたいというふうに思います。

次に、市立病院のほうでございまして、接遇インストラクターによる医療接遇研

修を全職員を対象に実施したということで、百五十数名の方が受講したということも理解しました。病院として、マニュアルの作成についてはどのように考えているのか伺います。

以上、2回目の質問とします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 接遇研修につきましては、議員おっしゃられるとおり、今後におきましても継続的に実施をしてみたいと考えているところでございます。1回目でご答弁を申し上げましたとおり、接遇は平常時から取り組むべき普遍的な課題であると考えているところでございます。現状といたしましても市民の皆様から接遇に関していろいろご指摘をいただいているという、そういう現状もございまして、この普遍的な課題であるということを職員全体に意識づけを行い、接遇能力のさらなる向上に努めるべく、より一層取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 接遇の関係で、市立病院における接遇のマニュアルの策定についての考え方ということでご答弁申し上げます。

患者さんの状態、すなわち病態も含めてでございますが、やはり千差万別であること、それとさらに医療現場ではやはり臨機応変な対応を求められるケースが多いと。具体的に申し上げますと、急性期の患者さんであれば自身の病状を理解している方もいれば、理解されていない方もいる、これらは慢性期の患者さんでも同様でございます。また、一度の説明で理解していただける方、さらには何度繰り返してお話ししてもなかなか病院からの言っていることを守っていただけない方など、さまざまでございます。こうしたことから、全ての患者さんに対して有効なマニュアルといったものは非常に難しいものと考えているところでございます。また、院内には議員さん承知のとおり、さまざまな職種が存在していると。職種によっても患者さんへの対応が変わる場合もございまして。加えまして、毎年医師の異動がある、さらには新人看護師、医療技術職の採用、さらには日進月歩の医療や看護技術を習得する必要もあると。そういったことから、やはり一律的なマニュアルといったものではなく、OJTといったものなどにおいて、さらには先ほど申し上げた研修会、こういったものを開催した中で今後とも対応を図ってまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 病院のマニュアルの難しさというのは、今患者さんの状況もさまざまであるということ、それから病院内の職種もさまざまであるというようなことも含めて、一律的なマニュアルの作成はなかなか難しいのですよというご説明だったのかなというふうに思います。ただ、接遇の基本的な考え方は共通するものもあるのかなというふうに思います。そういった意味で、病院内のマニュアルの作成の難しさというのは理解はしますがけれども、今後もさらなる接遇教育というものを続けていく中で自治体病院としての患者満

足度なり、あるいは職員の満足度が上がるように接遇研修を継続的に実施していただきたいというふうに思います。

そこで、いま一度接遇教育の病院の考え方を伺って、この項の質問を終わりたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 接遇教育への病院の考え方ということでございますが、1回目でご答弁申し上げたとおり、やはり接遇への取り組みというのは終わりはないと。すなわち、接遇意識といったものを院内全体に定着させるというのはやはり容易ではないといったことと考えております。やはり接遇が定着しているというか、すばらしいといった病院もあるわけでございますが、やはりそれは時間をかけて根気強く、そして継続的にそういった接遇の向上に取り組んだ、そういった結果ではなかろうかと思えます。おもてなしの心というか、そういったもの、やはり努力と訓練のたまものではないのかなと、そのようには考えているところでございます。特に医療につきましては、人を介して行われるものといったことから、やはり温かみというか、ぬくもりといったものを感じられる、さらには思いやりの心といったものが響くような、そういったことが患者さんに選ばれる病院になっていくのかなといったこともあっております。こうしたことから、先ほど来申し上げました外部講師による研修会等、こういったことはやはり継続して開催していく必要があると思っておりますし、接遇に取り組むことでやはり職員一人一人が患者さんの先ほど申し上げた心の痛みといったものを理解できるような医療人の育成に努めてまいりたい、そういうふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 それでは、大きな3、スポーツ基本計画についての再質問を行います。

スポーツ基本計画を策定する考え方は理解しました。それで、作成する時期ですけれども、いつごろを考えているか伺います。

また、野球場など既存設備についての改修について進めようとしていることは理解するわけですけれども、この辺についてももしっかり基本計画の中に盛り込んでいただきたいというふうに思いますし、また市民からは既存設備だけではなくて、今は冬季に入ったわけなわけですけれども、冬場の冬期間の野球やサッカーだとかパークゴルフですとか、土の上でできるスポーツについても近隣市町村には保持している自治体もあるということで、砂川市においてもぜひ多目的な施設の整備を求める声もあるわけなわけですけれども、この辺についても計画に盛り込む考えはないかどうか伺います。

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 まず、計画の策定期間ということでありまして、教育委員会といたしましては平成28年度策定を目指しまして作業を進めているところでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

それから、冬場の競技施設など新たな施設の検討ということでございますけれども、まず1回目のご答弁でも申し上げましたところでありますが、教育委員会といたしましてはまず既存の施設がかなり老朽化していると、そういう中で既存施設の改善、改修をまず最優先に考えているところであります。ご指摘いただきました冬場の競技場など新たな施設の建設の要望ということに関しましては、私どももお聞きをしているところではありますけれども、今現在新たな施設についての検討は行っていないところでありまして、将来的な課題というふうに認識をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 具体的には、またスポーツ基本計画が作成してからご質問等をさせていただきたいと思っておりますけれども、今回は28年度中にスポーツ基本計画は策定するという考え方が出されましたので、考え方は理解したということで質問を終わります。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時53分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 (登壇) それでは、通告に基づきまして、3点一般質問をさせていただきます。

1番、介護職従事者の待遇改善と人員確保について。市は、第6期砂川市高齢者保健福祉計画・砂川市介護保険事業計画の中で、今後市内の介護事業所並びにベッド数を段階的に拡充するとしていますが、現在ですら介護事業所によって必要な人員を確保することが困難な中で、今後さらに必要となるであろう人員の確保、それに伴う人材育成についての具体的な取り組みが見受けられません。離職理由の大きな要因である待遇の改善とさらなる人材育成による人員確保に対して、市の考え方をお伺いいたします。

2、砂川市起業・創業マニュアルの作成について。人口減少と少子高齢化の中、砂川市を含む地方は既存の企業への求人は限定的であり、また打開策とも言える企業誘致にも限界があり、このままではますます若者の都市部への流出は避けられません。そこで、1つの方策として独立、起業、創業がありますが、現在それを促すだけの情報提供、サポート体制が整っていません。個別に補助や相談窓口はありますが、それらを組み合わせた起業・創業マニュアルを作成し、情報提供、サポートすることで新規開業を積極的に促す考えがないかお伺いいたします。

3、インバウンド受け入れの取り組みについて。ことしの流行語大賞にもノミネートされている「爆買い」、「インバウンド」があらわすように、今や日本への外国人観光客は

増加傾向にあり、北海道にも多くの外国人観光客が訪れています。その多くは、温泉や有名観光地を周遊バスにてめぐるといものですが、中には独自にレンタカーなどで個人旅行をする観光客もふえています。しかしながら、砂川市への恩恵は薄く、ましてや市内中心部に至っては全くと言っていいほどその恩恵は見受けられません。3年前にも観光客の誘致は裾野が広いため必要であることと整備に時間を要するため、すぐにでも着手すべきと一般質問しましたが、残念ながら何も変わらないまま3年が過ぎてしまいました。一方では、有名観光地とはほど遠い枝幸町や新篠津村のように手探りをしながらでも着実に前へ進み、徐々に成果を上げている自治体もあります。砂川SAスマートインターチェンジが開通し、交通の便がよくなったことを契機に、市としていま一度取り組む考えがないか伺います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 私から大きな1の介護職従事者の待遇改善と人員確保についてご答弁を申し上げます。

現在の本市における高齢者の保健、福祉及び介護保険事業につきましては、第6期砂川市高齢者保健福祉計画・砂川市介護保険事業計画に基づき取り組んでおり、計画期間は本年度から平成29年度までの3年間です。この計画期間中における介護基盤の整備につきましては、本年度に特定施設入居者生活介護、平成28年度には施設への通いを中心として短期間の宿泊や利用者の自宅への訪問を組み合わせた小規模多機能型居宅介護、平成29年度には地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる29床以下の特別養護老人ホームを予定しております。本年10月から特定施設入居者生活介護につきましては、サービス付き高齢者向け住宅が特定施設入居者生活介護の指定を受け、サービスを提供しております。

介護事業所の職員につきましては、定められた人員基準に基づき、それぞれの介護事業所で必要な職員を確保するものでありますが、国においても介護職員の安定的な確保を図るとともに、さらなる資質向上への取り組みを推進するため、本年度の介護報酬改定で一定の要件のもと、職員1人当たり新たに月額1万2,000円相当の処遇改善加算が図られたところであり、この加算分につきましては職員の賃金に反映されているものと考えております。また、市といたしましても介護職員の人材確保及び資質向上対策として、平成26年度において市内で介護事業を運営する社会福祉法人に対し、同法人内の介護事業所に勤務する職員が受講した介護職員初任者研修に係る費用負担分を支援しているところであり、本年度につきましても同様の条件により支援を検討しているところであり、介護職員の人材確保につきましては、今後も増大する介護ニーズへの対応や質の高い介護サービスを提供する観点から、引き続き市内介護事業所からの情報収集に努めるとともに、必要な対策について検討を続けることとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君（登壇） 大きな2、砂川市起業・創業マニュアルの作成についてご答弁申し上げます。

やる気のある事業者を応援し、起業、創業を支援することは地域経済の活力を高め、雇用の創出が期待できることから、市では商業地域等で空き店舗を購入または賃貸借などにより小売商業店舗などを開店する際の店内改装費や店舗の賃借料の助成など、砂川市中小企業等振興条例により起業、創業を支援しております。また、地域の創業を促進させる国の施策である創業支援事業計画の策定に向けて、現在北海道経済産業局と協議し、準備を進めておりますが、この計画では創業希望者に対し、地域金融機関や商工会議所等が行っている創業支援事業を紹介するほか、創業セミナーを開催するなど、総合的な創業支援体制を構築することとしております。

ご質問の起業・創業マニュアルの作成につきましては、北海道経済産業局の協力を得ながら、中小企業庁などが発行する冊子なども参考にし、作成に向け検討をしたいと考えているところでありますとともに、中小企業総合支援センターとも連携しながら情報提供などを図り、新規開業を積極的に促してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大きな3、インバウンド受け入れの取り組みについてご答弁申し上げます。海外から日本へ来る観光客を指すインバウンドを受け入れることは、地域経済の活性化を図るための有効な手段の一つと考えております。インバウンド受け入れにつきましては、本年10月から芦別市、滝川市、赤平市、歌志内市、砂川市の5市と各市の観光関連事業者などが連携し、地域のさまざまな観光資源を生かした広域でのインバウンド対応観光ルート創出事業について協議をしており、市といたしましては砂川サービスエリアスマートインターチェンジを活用した広域的な観光周遊ルート創出に向けた事業を提案しているところであります。また、ハイウェイオアシス館内においてインバウンドを受け入れる免税店を利用する外国人も見受けられることから、その外国人観光客に対し、まちの魅力を発信し、まちなかへ誘客する方策も含め、購買活動につながる観光事業を創出したいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それでは、順次質問させていただきます。

まず、介護の関係なのですが、今のご時世というか、日本全体としての問題なのだろうというふうに思いますし、特に地方の場合は深刻になってくるのではないかなと、そういう問題だと思うのです。砂川市においても本年度施設が1つでき、来年、再来年とさらに施設を認可していくというような中で、本当に現在は求人を見ると管内だけで介護関係の求人が60件以上出てくるのです。やっぱりそれだけまだまだ募集の土壌があるのだなと。逆を言えば人が足りていないのか、それともさらなる発展をするためのものなのか、それはそれぞれの事業所によろうかと思うのですけれども、ただ砂川市内、いろんな

求人を見ても介護関係の占める割合というのが本当に多くて、そういうことから考えるとピンチだなどと思う部分もあるのですが、逆を言えばそういった雇用先がまだ砂川市にあるということだと思ふのです。そういうことによって、やっぱり仕事がなければなかなか人も定住につながらない、またその仕事の条件によってはなかなか将来のビジョンが描けない、そういったことでなかなか仕事はあれども介護での求人が満たしていかないのかなと、そんなふうにも考えて今回の質問をしたわけでございます。現在砂川市、調べるところによると約200人から220人ぐらいの介護従事者がいるということでもあります。まずそのあたりの確認をもしとれば、お願いしたいなというふうにするのですけれども。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 市内の介護職員の数ということでございますが、現在お話がありましたように11月末現在で介護職員を押さえている人数がございます。市内全て足しますと227名、これと介護に伴う看護職員、この方が48名ということでございますので、足しますと275名の方が介護施設あるいは事業所で働いていただいているということでございます。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 227人、看護の方は今回は置いておきまして、その227人が今後ということになるのですけれども、来年度、再来年度、施設がふえていくことによって、おおよそ予想される雇用数の増というものがもしわかるのであれば教えていただければというふうにするのですが。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 今後予想される介護職員の数ということでございますが、まず本年1月末に調べました介護職員の数が214名ということでプラスの13名ということになってございます。本年、先ほどの特定施設の関係でいけば、「じけい」さんのほうでは介護職員が10名ふえておりますので、それと訪問介護の新しい事業所がありまして、ここでは4名ふえておりますので、ちょうどその施設がふえた分、人員的にはこの時点ですけれども増加していると。その間は増減がありますので、この基準でいきますとちょうどできた分がふえているという数字にはなるかと思ひます。

それから、次年度以降予定されている施設ですが、小規模多機能型居宅介護、この施設につきましては介護職員は6名、実際には7名で、1名は看護職員ということになりますので、介護職員になりますと6名必要ということになります。それから、地域密着型の特別養護老人ホーム、これは29年度に予定をさせていただいておりますが、こちらのほうは介護職員でいけば9名、実際には10名なのですが、看護職員がいるということですので、基準としては9名ということになります。ただ、泊まりのある施設につきましては、ここにプラスアルファ夜勤がございますので、基準はそうですけれども、少なくとも何名かは足したいというようなことになろうかと思ひます。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 今求人がこれだけ出ている中で、さらに来年、再来年に向けて、シフトの問題とか、いろんなものもあるのでしょうかけれども、おおよそ15名から20名ぐらい、入居者がいての話だとは思いますが、必要になってくるというようなことで、現場からは今現在でもやっぱり人手不足による重労働、それから時間外労働、それからそういう意味でそれと見合う賃金体制になっていない、そのようなお話をよく耳にするわけなのですけれども、こればかりは本当に砂川市独自でどうこうということに直結するのでしょうかというのは、また別次元の話になってくるのかなというふうに思うのですが、何とかこの地域の高齢者の方々、この情報をただぽつと聞くと自分が入るときに入れるのだろうか、過去にも福寿園の話を一一般質問でさせていただきましたけれども、定員100床の部分で実際は90床しか入っていないと。理由としては、人員を確保できないためにベッドをあけた状態になっていると、そんなようなお話もありました。今後もやっぱり早急に人材確保に向けて、人材育成も含めて対策をしていかなければいけないのではないかなと。自分たちが入るときに職員が本当にいるのだろうか、やっぱりそのサービスの低下、いろんなことも懸念されます。そういった部分で、今後に関しては必要なのだろうなというふうに思います。

また、砂川市だけに限らずなのですけれども、この周辺の近隣にも例えばこの間新聞に載っておりましたけれども、奈井江で病院直結のものができますよと。それから、現在滝川でも大きいものが建設中であるというようなことを考えると、これからもさらにそういうところに条件によっては人が流動してしまうと。現在確保できている数すらも今後危うい、そういうような状況があるのかどうなのか。ちょっと聞くところによりますと、滝川に新しくできる部分に関しましては、全てではありませんけれども、砂川の事業所よりも待遇がいいのではなかろうかと。そういうことによって、今後ちょっと人の動きが出そうだと、そういうようなお話もあるのですが、そのあたりの認識についてお伺いしたいなと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 今の介護職員の人の流れということでございますが、今現実的にお話のありました滝川市の特別養護老人ホームと養護老人ホーム、それから奈井江のサ高住ということでございますが、そこに具体的にどれだけの人数が流れるかということについては今現在こちらのほうでは押さえてはおりませんが、一般的には先ほど言ったように待遇のいいところ、賃金もそうですし、労働もそうですし、これは今現在に限らず、今までもそういう流れで出てきているというものはございます。市内の事業所全ての給与体系というのは、こちらのほうでは押さえてはおりませんが、ただ社会福祉法人の部分については意見交換を常時しておりますので、ほかのそういう類似する施設よりは若干少し高目でないとどんどん流れてしまうと。そういう配慮もしているのだということ

では聞いておりますが、その流動性についてはやはり今言った一般論の中では少しあるかもしれません。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 そういった形で、本当に今後数年におけるこの地域を取り巻く環境の背景というものが見えてきたのかなというふうに思いますけれども、では実際に今後どうしていけばいいのかというところになろうかと思えますけれども、先日総理官邸のほうから一億総活躍国民会議ということで、求められる介護サービスを提供するための人材の育成、確保、生産性向上、介護人材の確保を図るため、離職した介護職員の再就業支援、介護福祉士を目指す学生等への返還免除つき学費貸し付けの大幅な対象拡大、キャリアパスの整備を行う事業主に対する助成の拡充などを行う。特に緊急対応ということで、国全体としても方向性としてはこういう方向性を持っているのだなというふうには考えられるわけなのですが、まだこれから具体的なものになろうかというふうな話になってきます。

その中で、やっぱり介護従事者が現状として待遇によって流動しているという現状は、これはもう仕方がないことなのかなと。または、待遇によっては離職につながって別な仕事に行っているのか、もしくは地域を離れてしまっているのか。本当にこの仕事に関しては、全国どこでも1度資格を取ってしまえばできることであって、例えば本当にこの辺だけで見れば給料的にはそんなに変わらないからという人もいれば、やっぱり都会に出れば出るほど給料が高くなる。そういうような背景を受けて、人口の流出につながってしまっている。せっかく砂川市で資格を持っていたとしても、その資格を持っていることによって流出の原因にもなっているのかもしれない。本当にそういったことで、こればかりは本来であれば、やっぱり社会保障の制度の中である程度の国の動向を見ると、大きい事業所に先ほど言われた処遇改善加算のほうのキャリアパスだったりとか、そういったものを整備できるところから賃金をベースアップというか、そういう補助金をつけていく。そういうことによって、地域それぞれ全体が上がっていけばいいのではないかという競争率、自然な競争を促しているのかなんていうふうにも思うのですけれども、逆を言えば本当に都会の大手のそういう介護事業者というのはどんどんそういう取り組みができるのかもしれないのですけれども、この地方のそこまでなかなか整備ができないというようなところは逆を言えばどんどん人材不足になっていく懸念をされると。本当に都市部と地方の難しさというものがあるのかなというふうに思いますが、ただ必要だとされる人数というのはやっぱり都会も地方も変わらない部分もありますので、そういった意味でそういう思いを何とか解消できるようなものとしていろいろなことを考えたのですけれども、やっぱり長期的なビジョンを、人生のビジョンを介護職でちょっと得られるのかどうなのかというところも大きな問題で、なかなかいろんな職種と比べても賃金ベースの上昇率が介護職に関してはかなり低いということもあって、そういう部分での何とか……4年前ですか。議員になって初めて言ったのは、公共インフラの一つとして社会インフラというような形で

人材確保と、それから地域経済の下支え、そういうような意味で道路を1本つくるよりも人件費、そういった社会の中で必要とされる人件費に少し割いてもよろしいのではないかと、そんなようなこともお話しさせていただいた経緯もあります。

その中で、全てが全てできるとは思いませんけれども、そういう思いを何となく醸成させるように例えば勤続年数に合わせた賞与の支給、これはやっぱり勤続年数に応じることによって長期雇用、それから離職の防止、そして要するに賃金カーブと言われるものの修正というか、そういったものに寄与できるのではないかなと、そんなふうに思うわけなのですけれども、その後もし難しければ節目のお祝い金というか、これも長期雇用と離職防止には寄与するのかなと。もう一つの考え方としては、砂川市在住者に対しての賃金の補填、これは移住定住再対策というか、そういう金額によって人が流動するという現実があるのであれば、それを逆手にとって、そういうもので砂川市に定住をさせていくというようなことを考えたのですけれども、いずれにしてもお金がかかるということなのです。本当にいろんな部分で、そういう部分に関して補填されるようなことは国が動かない限りは難しいのかなというふうに思いますけれども、ただ国の方向性としてはそういったことをやっていこうというような流れになっていますので、先んじて特に定住対策に関してはやっぱり人が動いて定住につながって、一度定住していただくとなかなかそれは今後移動する部分では少なくなってくるのかなというふうにも思いますので、どの地域にも先んじてそういうような取り組みが考えられないものかお伺いいたします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 今種々人件費の関係の直接投入の関係でご質問がございました。こちらのほうは、先ほどもちょっとお話ししましたが、社会福祉法人のほうとはこういう直接投資の部分も含めて検討はさせていただいています。先ほど来お話ししています平成29年度に29床以内の特養ということで、これに向けて随時相談をさせていただいているわけですが、この中では今の社会保障制度の中でいくと答弁をしているとおり、なかなか難しい。どこかの時点でこういう直接投資が必要ではないかという認識は持っています。ただ、これが市内全ての事業所でいくのかどうなのか、あるいは特別養護老人ホームですと、これは基本的に地方自治体か社会福祉法人しか運営できない、建設できないということになっていますので、まずはそここのところから入って行って、それが市内全域にどのような効果があって広がっていくのかということをございますので、今の直接投資のお話は十分に検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 かなりな決断を要する部分ではあると思うのですが、今後砂川市の定住化や安心、安全に住み暮らし続けていくためにも必要な政策だと思っておりますので、ぜひ進めていただければというふうに思います。

また、人材育成の部分なのですけれども、砂川市は今福祉会に入った若い子というか、

初任者研修に対する補助というのをやっているのですが、そのペースでちょっと間に合うのかどうなのか、そのあたりの見解をいただければと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 人材育成の関係でございますが、平成26年度から実施をしております、26年度につきましては2名ということで助成をしておりますが、平成27年度におきましては七、八名ということで聞いてございます。これは、新規の方も含めて既存の初任者研修、つまり旧ヘルパー2級の資格をお持ちでない方を入れて、すぐにその研修に行かすというような部分についても助成の対象ということにしておりますので、人数的には1年で少し五、六人ふえるということでございます。それから、これはもう1年しかやっておりませんが、平成26年度の関係をお聞きすると、やはり資格を取るのに自費ではなくて助成をしてもらったということで、少なくともその方たちについては意欲を持って定着して働いていただいているというような状況も伺ってございます。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 初任者研修に関しては、いろんな自治体も補助対象にしてやっている部分があるのですが、一方実務者研修もしくは介護福祉士、そちらのほうの資格取得に向けた補助が考えられないかなというふうに思うのですが、そのあたりの見解をお聞かせください。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 介護福祉士の資格取得のための助成ということですが、こちらのほうも検討した経過はございます。今現在國學院短大のほうでは、まだ卒業をすると国家試験の免除という部分が平成29年度までだったと思っておりますけれども、延期をされているということがございます。ただ、実際に入っている方については、その初任者研修を経て、実務経験を積んで国家試験を受けるという部分がございますので、そこに対する意欲のある方あるいは意欲があっても国家試験に通るかどうかという部分がありまして、特に福祉会さんあたりはそれが一つの正職員へのルートと、あるいはプラスアルファの賃金ということになってございますので、そういう意欲を持っている方についてはやはり少しハードルは高いですが、実際にはその部分に向かっていくという方もおられますので、ここの部分も今までどのような手法で、もし検討して助成できるとすればどうなのだろうというのは、検討はしているのですが、なかなか受かった方だけ出すということにもならないですし、それが何年間か続いてどうなのかという部分もいろいろございまして、ここはまだ現実的にそこまで踏み込んでというところまでは行っておりませんが、これも今まで、これからにつきましても検討はさせていただきたいというふうに思っています。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 なかなか北海道にはないのですが、糸魚川市というところでは

介護福祉士試験、介護支援専門員実務研修試験、受験料の10分の7の額ということで補助があったりするので、そういったところも参考にしながら、ぜひとも前向きに検討していただければ、この地域の人材確保にもつながり、定住にもつながり、将来のビジョンを描ける目標になるというような、必要に迫られれば、入ったときはそこまで考えていなくても例えば結婚、出産を機にこのまんまの状態ではあれだと。ただ、先にそういうものに取り組むことによって賃金が上がっていくかもしれない、やっぱりそういったものが補助としてある。土壌があるかないかで向かうか向かわないかも大きな選択になってくると思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いして質問を終わらせていただきたいと思います。

次の起業・創業マニュアルのほうに行かせていただきますが、今ほどすごく前向きなご答弁をいただいたのかなということと、もう既に進めていた部分があったのかなと、そんなふうにお聞かせいただきました。本当に砂川市、商工会議所もそうですし、銀行もそうですし、市もそうなのですけれども、いろんなサポート体制というか、個別的に補助メニューがあったりだとか、ただこれを何とかまとめることってできないのかなと思っていたのです。そういった意味で、今回そういったものが少し具体的に窓口をどこに行ってもお互いの情報を共有しながらやっていくのかなというふうに受けとめたのですが、そのような認識でよろしいのでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君 全く今のご認識のとおりでございまして、ただなかなか例えば砂川市でいえば商工会議所さんに行ったり、私どもにご相談に来てくださったり、または空知振興局に行ったりとか、それぞれ窓口が一貫していない部分もありまして、そのときはやっぱり共通のマニュアルがあればいいのかなというふうに考えておりました。実は、経済産業省が発行している中小企業庁のマニュアルがありまして、これが非常にベストセラーなのです。恐らくもう10年以上続いているものでありまして、タイトル自体が「夢を実現する創業」という非常にやわらかい内容になっております。さらには、創業ステップを漫画形式で具体的にお知らせしますということで、この若い女性がパン屋さんを開くという想定のもとで、まずは創業するにはどんなことを考えて、何をチェックしたらいいのから始まりまして、中身的にはかなり専門用語もあるのですけれども、QアンドA形式で、そして最終的には補助メニューはどんなことがあるのか、相談窓口はどこかということを見れば大体わかる形式になっております。これをできれば砂川市版といえますか、コンパクト版でできたらいいなどということを考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 いいと思います、すごく。砂川版で、みまもりんごがお菓子屋さんを開くならとか、ポークチャップリンが飲食店を開くならみたいな、そんなような形でぜひつくっていただければなんていうふうに思います。そういうことであれば、私が言おうとしていたいわゆる起業に向けての、起業をしようと思っただけからの仕組みはもうできるの

だろうなと思って聞いていたのですが、起業をしようかなと思うためのきっかけづくり、本当に入り口の前の入り口というか、その辺を少し用意していただければなんていうふうに思っていたので、そういうことであればできるのを楽しみに待ってしようかなというふうに思って、この質問も終わらせていただきます。

3点目なのですが、インバウンドの受け入れということで、本当に3年前に思いのたけをいろいろ話させていただいて、国内に限らず国外、いろんな部分でやっぱり観光客を誘致していくことは本当に構成人口、地域のいろんなところでどんどん人口が減っていく中で、やっぱり消費を拡大していかなければ地域経済を支えていけないと。その中で一つの手法としては、やっぱり外から人に来てもらってお金を落とさせていただかないことには、やっぱりどんどん衰退のスピードというはとめられないのかなというふうに感じますので、ぜひ先に進めていきたいということで前回質問をさせていただいたのですけれども、そういった意味では本当に勇気をもらおうというか、そういうような活動が本当に北海道の中でも新篠津であったり、枝幸町の歌登であったりというところで開催されております。歌登に関しては、年間2,000人にも及ぶタイからの観光客が来ている。札幌から5時間、旭川から3時間半、本当に全然僻地の僻地、なぜそこに外国人が殺到しているのかという話なので、もう全国的なニュースにもなったりしておりますけれども、やっぱり手法としては歌登だからとか、新篠津だからとか、砂川だからとか、砂川のものを、新篠津のものをみたいな感じの固定概念はまず取っ払っている部分から始まっているのかなと。やっぱり一生に1度になるかもしれない海外旅行、日本に来る。その日本へ来た場所に1週間いるうちの1泊が歌登であり、新篠津であり、それが基本的な考え方。だから、どうも砂川や周辺には観光、目玉になるようなものがあるだのないだの、そういうような議論になりがちなのですけれども、実際問題来ている人たちというのがそういうことではない。例えば大きく本当に絶景というか、本当に夜景とか、本当に放っておいても情報が広まって、どこのまちでも負けないようなものがあれば、それを利用するというのはすごく効果的なことだと思うのです。だけれども、ではこの周辺に日本中探してもどこよりも負けていないというようなどころに関しては、若干ハンデがあるのではないかなと思うわけなのです。だから、そういうルート設計をしながらこの辺のよさを知ってもらうということは大切なことだとは思いますが、そこでほかよりも優位性を出すというのは難しいのだろうなと。

では、こういうところで一体何ができるのか、ほかよりもどんなことを優位性を持ってやれるのかと。そこにどう購買と結びつけていくのかというところが一番重要なところなのではないかなと思うのです。だから、歌登や新篠津でやられているのは、とにかく日本の文化に触れてもらおうと。日本の文化というのは、とにかく新篠津であろうが、歌登であろうが、それは日本の一部であって、自分たちのまちの特産品、名産品ではないからやってはいけないということでもないわけなのです。それは、あくまで来ていただいた方に

日本人としてのおもてなしをすると。やっぱりそれが非常に好評だということなのです。その当ても体験型、本当に着物を着せたりだとか、お餅つきをやったりだとか、そんなような話も3年前ですか、させていただきまされたけれども、まさにそのような事例が取り組まれているというようなことなのです。逆を言えば、やっぱりその辺を用意すれば、あとはそこからは手法というか、来てもらうためにどうしたらいいかということ、まずはその受け皿を整備しなければいけない。そういったことで、今後まずその整備、それから受け入れ体制、いろんなもの、今回も言いましたけれども、やっぱり裾野は広いのですけれども、整備に時間を要するというので、本当に取り組みは一日でも早く少しずつでも着実に進めていけば3年後、5年後、ひょっとしたらそういう時代が来るのかもしれない。始めなければ、3年たっても5年たっても何も変わらないまま、やっぱりゼロか1かの違いというのはすごく大きいと思うのです。そういう意味で、やられてみてはどうかというふうに思うのですが、それが来年度、結局これは誰がやるのだという話が一番大きいところで、やっぱり誰かが将来に対していろんな思いを持って、このままではいけないと、その中で時間を使ってやっぱり誰かが先頭を切って動かなければいけない部分というのがあるのだろうと思うのです。それを今回来年度、砂川青年会議所で外国人の受け入れができないものかということで1年間やってみるといようなことがありまして、これは本当にここ数年青年会議所の動きというのは千人踊りから始まり、ロールケーキもありました。そして、ポークチャップの普及活動、いろんなこともやって、婚活も延べ250人ぐらい集めてですか、18組36人ですか、カップルが誕生したと。そのようなことで、継続してこの地域の課題に対して取り組んでいる団体でもあります。その団体がまず一つの形づくりをしようではないかということで来年予定をしております。市として、この活動に対して賛同していただいて、いろんな面で1年間かかわっていただいて、ぜひともそれをその次に生かしてもらいたいなど。引き続き協力関係を築きながら、もちろん市だけではなくて観光協会、商工会議所等も含めて考えていただけないかなというふうに思うわけなのですけれども、それらに対してご見解を聞かせていただければというふうに思います。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君 決して砂川市、世界に誇れるような観光名所があるとか、そういうまちではありませんけれども、実は地元にあるそれぞれの素材が非常にポテンシャルを持っていて、各まちとの差別化を図って優位性があるのではないかというお話、私ども全くそのとおりだと思います。

今JICの皆さん、若い力で来年外国人の受け入れをということをお話しされていましたが、ここに至るまでは五感であつたりですとか、いろんな挑戦をされてきた上での検証を踏んでのお考えだと思いますし、実は私ども参考になればと思いますが、ことしJICAさんという海外協力隊、国際協力隊のほうに相談をさせていただきまして、砂川市が持っている素材が本当に海外の方が見たときにどう見てくださるのかということを実際検証し

てみたいと考えました。ことし2回、11月上旬にインドネシアから日本でいえば経済産業省の若手役人さん14名、それから12月の後半に中央アジア、コーカサス地方、三国です。カザフスタン、アゼルバイジャン、キルギスと。そちらのやはり経済産業省の若手役人であり、開発系の政府の開発銀行系の皆さん14名、砂川市に来ていただきました。こちら側で用意したのは、まず砂川が持っている日本、世界に誇れる企業さんに行っていました。ローレルさん、ソメスさん、ホリさんです。これは、企業訪問というのは各地でもやっているのですけれども、そこに加えて議員さん、さつき餅つきのお話が出ました、日本文化。そこをちょっと加えてみました。

まず、北泉岳寺さんのご住職さん、それから北海道義士会さんをお願いをしまして、泉岳寺に行ってもらいまして、泉岳寺で義士の格好をして本堂でご住職と義士会の皆さんから武士道精神をお話ししてもらおう、さらにそこに泉岳寺さんのご配慮で地元の小学生に来ていただきまして着つけを手伝ってもらおうと。これが非常に盛り上がりまして、三国の方が地元のお菓子をちょっと配ってくださるのです。そうすると、ではありがとうって何て言うのだと、子供たちが。ロシア語でスパシーバ……アゼルバイジャン、先ほど12月後半と申しましたが、済みません、11月後半ですね。スパシーバだということがわかったら、子供たちがお菓子をもらう前からスパシーバの連呼が始まりまして、非常にその言葉、ありがとう一つでこんなに盛り上がるのかなということがよくわかりました。

さらには、その後ゆうに移っていただいてスイートロードの説明をさせていただきました。スイートロードの説明の後に和室で、茶道のつくし会という会がございまして、つくし会で茶道体験をしてもらった。これは、もう本当に食い入るように、くぎづけになって皆さん見てもらいましたし、またあんこの文化が実は日本しかないというJICAさんのお話なのです。それで、吉川食品さんをお願いしまして、茶道のときの和菓子を小さなおはぎと大福にしてもらいまして、そのあんこ体験をもらいつつ、吉川さんが冷凍でお菓子を実は海外に出せるのだというお話をさせていただきました。これにカザフスタンの方が大変反応を示しまして、自分たちは経済産業省の人間であり、そういう技法であるのであれば、将来もしかするとそういう経済交流もできるかもしれないというような言葉もいただきました。

また、ソメスさんに関しましては、職人芸の部分を非常に食い入るように皆さん見ていただきまして、後半はショップを紹介するだけだったのですけれども、実は買い物までつながったというところでありまして、実は砂川市が持っている素材だとか文化というのは非常に喜んでもらえるのかなというふうに感じました。JICAさんにつきましては、ことしだけで終わらせないように来年も実は受け入れをしたいということで、早速あさって私ども担当がJICAさんへ行って来年度の受け入れについて相談をさせていただくと。そういうちょっと検証もしておりますので、そのような中でJCの皆さんが来年外国人の受け入れをされるということであれば、お互いに民と官と若い力とで力を合わせて、どの

ような形でおもてなしができるのかということを検討していく、大いに価値がある活動だと思っております。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 今ほど言われたように、自分たちではそこまで受けるとは思っていなかった部分が本当に受けたりとか、本当にこれはやってみなければわからない部分が多々あって、本当に来年度いろんなことを仕掛けてみようかなと。その中で、本当に砂川市のいろんなところを周遊してもらったりとか、見てもらったり、体験してもらったりということも一つなのですけれども、もちろんその店舗で購買につながるのも理想的だとは思いますが、やっぱり1泊してもらって夕食と朝食のチャンスがあり、そのときに本当に目の前で板さんが魚をさばいて、そのまま刺身として、もしくはすしとして提供したり、その切れる例えば包丁とかを買えるような仕組みにしたり、炊いたお米がやっぱりおいしいと、そのお米が買えるかどうかはわかりませんが、炊飯器も買えたり、いぼいぼのついたしゃもじが売れたり、もうありとあらゆる手法を使って来てもらった人にいろんなところに仕掛けをして購買意欲とどう結びつくのか。そういったことを北大に、いきなり外国人観光客を迎えるというのも一つの手法なのかもしれないのですが、言葉の壁ですとか、いろんなものが何が受けて何が受けないのかわからないうちになかなかそういうことをやるというのは難しい部分があるだろうと。そういったことで、道内在住の留学生が2,500人ぐらいいる中で、北大生の留学生が1,500人ほどいると。そちらの方をまずはターゲットにして、その中で何十人になるかわかりませんが、予算の範囲内で募集をかけてモニター体験をしてもらって、しっかりとその中身を精査して、次年度以降へつなげるために市にまとめたものを提案、提出すると、そういう機会があるかと思えます。それを踏まえた上で、その先以降いろんな意味で協力しながらサポートをしていただければと、そんなふうにいるわけなのですが、いろいろ今回は大きいくりでいえば、とにかくそれぞれのこの地方の地域がこれからもやっぱり衰退していくのは嫌なので、何とかして一つでも多くの手法を用いながら、介護であり、起業であり、そしてインバウンドでありというようなことで質問をさせていただきましたが、市長の今後のそういった部分で地域を守っていく、そういうビジョンというか、ストーリーというか、今ほど提案させていただいた中身も踏まえてご意見があればお伺いしたいなというふうに思うのですが、お願いいたします。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 市長の思いということでございますけれども、市長も万能ではなくて、私市長になりましたから、とりあえず急ぐものとしては病院を核としながら高齢者の見守りも含めて地域包括をどうやってつくっていくかというものに力を注いできて、それはある程度ルールが敷かれたので、今病院と市民部を中心に動いていると。また、地方創生に向かって非常に経費はかかる話ですけれども、思い切って少子化対策を

やろうということで今年度、また次年度に向けて少子化対策を考えた末に実施してきたと。そして、今度今私の頭の中にあるのはいかに定住化、または外国人対策、地域の活性化にどう結びつけていったらいいのだろうか、こちらのほうにも力を入れていこうかなというふうに考えてございます。

きょうは、青年会議所の方も来られていますけれども、いわゆる私が知っている範疇ではロールケーキギネスに挑戦だとか校歌発掘事業、千人おどり、ポークチャップ、婚活と。やっぱり若い人たちが何とか頑張って砂川を活性化させようということで、お金も出し、労力奉仕もしながら頑張ってきた姿はちゃんと見ておりますし、心から敬意を表するものでございます。何か次年度は、また北大の学生を呼び込むということですが、ある程度J Cの範疇でやっていただいて、その中で検証をしつつ、今度はこういうところの問題点があったので、こういうところをやるのだと。そのときに市のほうで何とか人的なものだとか、お金の面でもというのが一応手順を踏んだ上でみんなに理解できるような形で提案いただければ、また市長としてもそれについては検討していきたいなというふうに考えておりますので、若い人たちは砂川でも行動力があって、動いているのは皆さん方ですから、地域の活性化等に行政とともにもっとやっていけばいいかなというふうに考えておりますので、心からエールを送りながら答弁にかえさせていただきます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員の質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後 0時59分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

武田圭介議員の質問を許します。

武田圭介議員。

○武田圭介議員 (登壇) それでは、既に通告してありますように、大きく4点について市長及び農業委員会会長の見解について伺ってまいります。

大きな1点目は、法改正に伴う農業委員会制度の変更についてであります。農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日より新しい法律に基づいた農業委員会が発足します。砂川市においては、経過措置によって公選で選出された現在の農業委員の任期が切れる平成29年7月19日までは現行どおりですが、日常業務を処理しながら法改正に即した制度に整えていくために残された時間は限られています。今回の法改正は、昭和26年に法律が制定されて以来64年ぶりの大改正となり、農業委員会制度の根幹にかかわる農業委員の選出方法について公選制から市長による選任制、農地利用最適化推進委員の新設、農業委員会ネットワーク機構の指定等といった大きな変更内容を含んでいます。

農業委員会は、今まで市長から独立した行政委員会として、砂川市の基幹産業である農業を守るため、農地の転用や売買、賃借の許可、遊休農地の解消、担い手への農地集積、

農業者年金など農業の発展と農業者の生活の安定、福祉の向上に寄与してきました。このような重要な役割を担う組織としての農業委員会は、新制度になってもいささかも変わるものだと思いません。そこで、以下の点について順次伺っていきます。

(1) 現行の農業委員会は、耕作者主義を推進し、農地行政のかなめとして農業全体の発展と農業者の保護を着実に推進していくためにさまざまな活動を行ってきました。その代表的な一例として建議があります。建議として委員会の意見等をまとめて市長に提出し、さまざまな施策に意見を反映させてきました。法改正により建議については、法律上の規定から削除されてしまいました。現行制度下において、建議に代表されるように委員会が果たしてきた役割は非常に大きなものがあります。その果たしてきた役割と公選制によって委員を選出してきたことについて、どのように自己評価、総括し、課題等をあわせて新制度につなげていこうとしているのか、会長の見解を伺います。

(2) 今回の法改正によって、法制定時の趣旨である「農民の地位の向上に寄与するため」という文言が目的から削除されてしまいました。農業は、単純に費用対効果、合理化、効率化で語れない分野でもあることから、委員選任は慎重に行わなければなりません。新制度では、委員選任について公選制から市長による選任制へと移行されます。委員選任に対する市長の任命責任は、非常に重く大きいものとなりますが、市長はどのように考えているのか。

(3) 新制度では、委員定数を現行よりも削減するとされていますが、新たな委員定数の設定や委員の選任手続、そして非常に重要な点として利害関係を有しない委員も選任されることとなりました。この利害関係を有しない委員を現時点でどのような方を対象にしようと考えているのか。

(4) 新たに設置される農地利用最適化推進委員について、原則は設置されるものですが、例外的な非設置の場合の要件や設置した場合、報酬、費用弁償についてどのように考えているのか。

(5) 今回の法改正は、農業委員会事務局の機能強化が盛り込まれていますが、事務局の機能強化とともに新制度下における委員会と行政との連携体制についてどのように考えているのか。

(6) 法改正に伴って関係条例等を改正・整備する今後のスケジュールについて、現時点でどのようなタイムスケジュールで新制度移行を考えているのか。

次に、大きな2点目として、北光公園沿い湖岸通りの中央分離帯にある街路樹の伐採についてであります。先日の強風により、市内では各所で倒木が発生しました。人や自動車が日常的に通行する道路などは、特に気をつけなければなりません。私も湖岸通りへ行き目視してみると、中央分離帯に残っている大きな街路樹の根元付近には空洞も見られ、根が少しずつ縁石に食い込み、一部は道路まで伸びてきています。直ちに倒木するという危険がなくても強風や事故などの外的要因によって倒木する危険性が高く、近隣家屋及び通

行する人や自動車に危害が加わる可能性も否定できません。この際、思い切って伐採し、危険性を低減すべきと考えますが、その考えを伺います。

次に、大きな3点目として、東一線道路（北5号線から北7号線の区間）の打ちかえ工事についてであります。東一線道路は、市内の道路の中でも自動車の通行量も多く、毎年雪解け時期の春先になると道路の舗装に凹凸ができ、その都度補修が繰り返されています。特に北5号線から北7号線に至る区間にかけては、雪解け後の舗装の凹凸が毎年顕著に見られることから、今後時期を見て補修ではなく道路の打ちかえ工事を実施していくべきではないかと考えますが、現時点でどのように考えているのか伺います。

最後に、大きな4点目は、空知太に所在する旧国家公務員の住宅の利活用についてであります。先般の社会経済委員会において、空知太東2条1丁目に所在する旧国家公務員住宅7棟のうち、1棟4戸について移住定住用住宅として取得し、活用したい旨を北海道財務局に申請して承認を得られたという報告がありました。さきの9月議会においても利活用について質問を行っていますが、具体的に用途が示されたため、再度詳細について伺います。

(1) 委員会報告によれば、現行の公営住宅法や条例の要件に当てはまらなくても入居できるということですが、入居対象者についてはどういった方を対象にしようとしているのか。

(2) 通常の公営住宅とは別ということであっても市営住宅であるならば、必要な条例等の整備、内装等の工事、入居対象者の選定基準や募集方法など事前準備に時間がかかります。実際に利用者が入居できるタイムスケジュールは、どのように考えているのか。

(3) 今回は1棟の取得にとどまりました。当該地域は交通の便もよく、近くに大型の商業施設もあることから、利便性が高く利活用されると地域の活性化にもつながると思います。今後残りの6棟の取得、利活用、周辺環境の整備等についてどのように考えているのか。

以上のことを演壇からお伺いして、初回の質問といたします。

○議長 飯澤明彦君 農業委員会会長。

○農業委員会会長 渡邊勝郎君（登壇） それでは、大きな1、法改正に伴う農業委員会制度の変更についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 農業委員会が果たしてきた役割と公選制によって農業委員を選出してきたことの自己評価、現行制度の課題などを含め、新制度体制についてご答弁申し上げます。農業委員会は、地方自治法及び農業委員会等に関する法律に基づき、市町村に設置が義務づけられている行政機関で、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与することを目的として設置されております。主な業務につきましては、農地法などの法令に基づく必須の業務として、農地の権利移譲についての許認可や農地転用申請書の受理、意見書の添付などのほか、地域農業の維持、発展を図るため、農地の確保と

有効利用、担い手への農地の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消等の農地対策、新規参入者の推進や担い手の確保、育成対策、さらには農業者の公的代表機関として地域の要望を受け、農業者に関する事項や地域農業の振興などに関する事項について、他の行政庁に対する建議などを実施してまいりました。建議につきましては、砂川市の農業の発展及び農業、農村の振興に資する各種施策の実現、農業団体、農業者の声を行政に要望し、政策に反映させるため、砂川市農業振興建議書を毎年市長に提出しております。法改正により建議という言葉はなくなりますが、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善などについては意見を提出することができますので、今後も何らかの形で農業者等の声を行政に発信していく考えであります。

現在の農業は、農業従事者の不足や農業者の高齢化の進行などにより離農や耕作放棄地の発生が続いております。今後担い手の農地の集積、新規参入の推進や担い手の確保、育成が農業委員会の業務としてますます重要となります。これまで農業委員会は、地域農業者の代表として、地域農業者から選ばれた代表としての責任を得ている、地域の農地の状態、立地、利用者の状況などを熟知しているからこそ農地の権利調整等に関与し、農地を守る視点に立った業務を進めることができたものと考えております。一方、農業委員会に対しては全国的な考え方として、審議の形骸化に係る指摘や往々にして外部からの農業参入者に排他的であるなど、法の公平性、公正性に対する疑問に係る指摘がなされていることも事実であります。新制度におきましては、農業委員会業務の適正かつ公平な推進を行うことを基本とし、地域の農業者の声を十分に反映することが可能となる公選制に匹敵する代表制を担保する仕組みづくりや、農外委員の積極的な登用により農業内部からは想定され得ない視点からの指摘など、幅広い観点に基づく開かれた十分な審議が行われることなどが重要であるものと考えております。農業委員会は、独立した行政機関として、これまで以上に現場における農地と人対策の強化を通じて地域農業の維持、発展を図らなければなりません。そのためには、地域に根差した農業委員が自信と誇り、情熱を持って役割、機能を十分に果たしていくことが極めて重要であると考えております。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君（登壇） 続きまして、（２）委員選任に対する考え方についてご答弁申し上げます。

委員の選任につきましては、改正農業委員会法には市町村長が議会の同意を得て委員を任命するに当たり、委員選任の規定が設けられております。委員の選任に当たっては、委員の過半数を認定農業者が占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者を含めること、委員の年齢、性別等に著しい隔たりが生じないように努めること、農業者、農業者が組織する団体等に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をすることなどが規定されております。選任に当たっては、これら法に規定する要件等を遵守するとともに、農業委員が地域農業者の代表として地域の農業者

の声を十分に反映することができるよう配慮し選任することとし、選任の透明性を確保するため、委員候補者の推薦、募集の方法や手続等を定めた農業委員会の委員選任に関する規定を制定するとともに、農業委員会候補者評価委員会を設置し、委員候補者に対する意見を求める考えであります。

次に、（３）利害関係を有しない委員をどのような方を対象にしようと考えているかについてであります。改正法では任命に当たっては農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないと規定されております。農業者以外の方で利害関係を有せず、かつ農業に関する識見を有する方となりますと対象となる方が非常に少ないと考えておりますが、現時点では農地を売り払い、農業をリタイアした元農業者やＪＡなどの農業関係団体職員のＯＢなどが想定されるところであります。

次に、（４）農地最適化推進委員を委嘱しない場合の要件と報酬及び費用弁償についてであります。改正法では農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地最適化推進委員を委嘱しなければならないと規定されておりますが、農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られている場合は委嘱をしないことができるとなっております。その基準は、施行令により当該市町村の区域内の遊休農地の面積が全農地の１％以下で、かつ区域内の農地面積の７０％以上、認定農業者等の地域の担い手が集積している場合は農地最適化推進委員の委嘱をしないことができると規定されております。また、最適化推進委員の報酬等につきましては、現在の農業委員の報酬等を鑑み、他市町村の状況を把握しつつ、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、（５）事務局の機能強化及び新制度下における委員会と行政との連携体制についてであります。現在の事務局は専任職員２名と兼務職員２名の４名体制で事務を執行しております。所掌事務は、農地等の利用権の設定や権利移動、農地転用に係る事務、農地相談、農業後継者対策、農業生産法人の育成、指導、遊休農地対策、農業者年金に関する事務など多岐にわたり、専門性の高い業務であります。今後もこれら業務に幅広く対応すべく、資質向上に向けた自己研さん、早期の情報収集や研修等により事務局の機能強化を図ってまいります。委員会と行政の連携体制につきましては、今回の法改正により農業委員の選出方法が選挙による公選制から市町村長による選任制となりますが、農業委員会はこれまでと同様に市町村長の指揮監督を受けず、市町村長から独立した行政機関として公平、中立に事務を実施することになります。しかしながら、今後ますます重要となる担い手の育成支援や耕作放棄地対策、新規就農者の確保などの対策は農業委員会と市との連携を強化し、ともに取り組んでいかなければならないものと考えているところであります。

最後に、（６）関係条例等の改正、整備のスケジュールについてであります。現農業委員の任期が平成２９年７月１９日までとなっておりますので、平成２８年１２月定例会において砂川市農業委員会定数条例の改正案を提出し、平成２９年６月定例会において農業委員の任命について議会の同意を得る予定であります。また、農業委員会の委員選任に

関する規定の制定及び農業委員会候補者評価委員会の設置につきましては平成29年1月を予定しているところであります。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君（登壇） 私から大きな2と3と4についてご答弁申し上げます。

初めに、大きな2、北光公園沿い湖岸通りの中央分離帯にある街路樹の伐採についてご答弁申し上げます。市道湖岸通りは、平成7年から平成10年にかけて道路の拡幅を目的に道路改良を行っており、北光公園内の一部を埋め立てて道路を拡幅し、現在に至っております。北光公園に隣接し、公園の一部を道路として使用することから、公園的な要素を取り入れて中央分離帯にはもともと植生していたシンボリックな高木のポプラ3本を含めた植栽帯として整備しております。この高木のポプラ3本であります。地域のシンボリックな樹木であることから、剪定などを繰り返しながら街路樹として管理してきているところでありますが、樹木の現在の状態は根元付近に3本とも空洞化や中央分離帯縁石への侵食が見られる状況であり、本年10月2日に発生した強風では幸い被害がありませんでしたが、住宅地に隣接する高木であり、倒れると住宅や通行する車両、歩行者に被害を及ぼす可能性があることも事実であります。今後の対応として、樹木の耐力や老木度合いを調査し、伐採を含めて判断してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな3、東一線道路の北5号線から北7号線間の舗装の打ちかえ工事についてご答弁申し上げます。東一線道路の当該区間は、昭和60年度から昭和62年度に整備がなされ、完成後28年以上経過しているところであります。また、平成26年度に実施した舗装路面の状況調査でも、ひび割れや車両の進行方向の凹凸などの結果では劣化の箇所が部分的で点在しており、劣化の程度も軽微な補修で可能なものと確認されていることから、現在道路パトロールなどを行いながら部分的な補修で対応してきております。今後の対応につきましては、道路状況を確認しながら通行に支障が出ないよう軽微な補修を行ってまいりますが、今後点在する舗装面の劣化箇所が拡大するような状況になれば、既設舗装を剥がして舗装の打ちかえをするか、オーバーレイを行うかの大型修繕も検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、大きな4、空知太に所在する旧国家公務員住宅の利活用についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）入居対象者についてはどういった方を対象にしようとしているのかについてご答弁申し上げます。砂川市内におきましては、公営住宅を除きますと家族世帯向けの3DKや3LDKの間取りとなっているアパートなどが少なく、また近隣市町に比べると平均的に家賃が高額である一方、公営住宅については所得制限や同居親族要件等の入居要件があり、市内企業に勤務する多くの方々が市外から通勤している状況となっていることから、市内に居住していただくための方策が必要と考えているところであります。この

ような状況を踏まえ、移住定住に寄与する住宅施策の一つとして現在利用されていない旧国家公務員住宅1棟4戸を取得、整備し、公営住宅法及び市営住宅管理条例によらない砂川市独自の公的賃貸住宅として供給しようとするものであり、この住宅の入居対象者につきましては市内企業に勤務して、市外に居住している単身世帯及び家族世帯を中心として考えているところであります。

次に、(2)実際に利用者が入居できるタイムスケジュールはどのように考えているのかについてご答弁申し上げます。今回住宅を取得し、公的賃貸住宅として供給するに当たり、入居者の募集方法や選考基準、住宅の運用等に関する新たな条例の制定が必要であり、さらに屋根、外壁、内装や設備の改修が必要であることから、事前準備に一定の期間が必要であると考えているところであります。実際に入居するまでのスケジュールにつきましては、現在現地の分筆測量を行っており、その後財務局で分筆登記及び鑑定評価が行われます。この鑑定評価の実施時期は四半期ごとと定まっており、この住宅の鑑定は平成28年4月に実施される予定であることから、市へ売却予定価格の提示がなされるのは最短で平成28年5月下旬から6月であると聞いております。売却予定価格の提示を受けた後には、取得費及び改修費の予算提案、売買契約の締結、条例の提案、改修を経て入居者の募集及び決定、そして入居と取り進めてまいります。現時点では入居の時期は平成29年1月から2月ごろになるものと考えております。

次に、(3)今後残りの6棟の取得、利活用、周辺環境の整備等について、どのように考えているのかについてご答弁申し上げます。家族世帯向けの3DKや3LDKの供給につきましては、本来民間の事業者で担っていただきたいものと考えておりますが、市内の比較的規模の大きい企業や建築業、宅建業者を対象に行った従業員の居住状況に関する聞き取り調査の中で、企業としても従業員にはできるだけ市内に居住させたいとの考えはあるものの、みずから家族世帯向けのアパートの建設の意向のある企業はなかったことから、今回市が先駆的に取得、整備し、供給しようとするものであります。ご質問の残りの6棟の取得や利活用、周辺環境の整備等につきましては現時点では計画しておりませんが、今後この事業の推移を見て判断してまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、順次再質問を行ってまいりますけれども、まず今ほど渡邊会長に答弁をいただきました。ありがとうございます。私の記憶に間違いがなければ、農業委員会の会長さんが本会議場で答弁されるというのは、平成14年第3回定例会で当時の奥山晃市議員が当時の中村吉宏会長に答弁をしていただいた以来、13年ぶりのことでもありますけれども、それぐらいやはり大きな6年ぶりの農業委員会法の改正ということで、公選制がなくなると。これは、やはり会長のご意見を聞かないといけないということで今回この質問をさせていただきました。会長には、今ほど農業委員会のやっている内容のことについても詳細を語っていただきましたけれども、農業委員会の制度は変わっても

農業委員会が持つ役割、機能という重要性は何ひとつ変わるものではないと思っております。ですので、先ほどの会長の思いも含めて今後新たな農業委員が選任されるに当たって、今度は市長が選任制で選任することになり、議会が同意することになるわけですので、その思いも含めて（２）から順次再質問を行ってまいりたいと思います。

先ほど答弁をいただきました。今後の委員選任に対する市長の任命責任というのは、繰り返しになりますけれども、非常に重いものになってまいります。いろいろと今農林水産省が対外的に出しているものの中には、いろんな形態が想定されているのですけれども、先ほどの答弁にもありましたように農業委員会の構成が偏らないようにはやはりしていけないといけません。それで、先ほどの答弁の中では詳細は述べていませんでしたけれども、私はまだ砂川市の農業委員会の歴史において、女性の農業委員が誕生したことはありません。今は女性力というか、女性が活躍をされて、社会でいろんな第一線で活躍されていることを考えるならば、残念ながら別の話になりますけれども、教育委員さんのほうは今回委員がかわって女性の方はいなくなりました。しかし、やはり女性ならではの視点というものも必要だと思っております。農業は、まだ女性の農業委員さんが入ってきた例はありませんけれども、今後選任に当たってはそういったやはり女性の力を有効に引き延ばしていく、女性の目線で農業を語ってもらうということも重要になってくると思います。その辺、新たな選任をするに当たって、ぜひともそれも考慮していただきたいと思えますし、また農業者の方々の意見を反映した農業委員会制度が継続されるようにしていかなければなりません。農業委員の新たな農業委員会制度の中では、これは後の質問でも行いますが、善岡市長のときにはそういうことがなくても市長が万が一かわった場合に、市長の恣意的な人事によって農業委員が選ばれても困るわけですので、今回この制度が変わって制度をつくっていく中で、どんな人が市長になっても公平な農業委員が選任されるというような制度づくりはやはり進めていかなければならないのかと思いますけれども、今の段階では法律が公布されて、実際に施行されるのは来年の４月１日からです。砂川市の場合には、平成２９年７月１９日までは現在の農業委員の皆さんがそのまま存続されますので、今の段階でなかなか新しい制度というのは想定できるということはないのかもしれませんが、今言ったようなことを十分留意して選任制に向かって新たな委員を選任していただきたいと思えますけれども、市長にその辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 今回、農業委員会法が大きく改正をされました。武田議員ご指摘のとおり……

〔何事か呼ぶ者あり〕

今回だけということでございますので、ご答弁を続けます。大きく改正されましたけれども、武田議員言われるとおり、今回改正されたとしても農業委員会の基本的な目的であ

る地域農業の発展、維持、この大命題については何ら変更がないものでございます。ですから、この趣旨にのっとりまして委員の選任につきましても法の規定を遵守し、選任の透明性を確保しつつ、推薦、公募の委員候補の中から地域農業の振興と発展に寄与する適正な人物を選任していきたいというのが私の考えでございます。

また、女性委員の登用の話もございました。砂川市の協議会、委員会等の委員の選任についてという要綱の中では、30%を目標に女性委員を登用するよう努力するというふうになってございます。それは生きていますものでございまして、それに準じながら適正な候補の方がおられれば、それらも考慮しながら選任をしてみたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 済みません。質問の仕方を若干間違えてしまいまして、特別にお取り計らいをいただきまして、ありがとうございます。

今ほどの市長答弁いただきましたけれども、やはり砂川市にとって農業というのは非常に重要な産業でありますし、農業の農産品そのままの形で経済的なものに結びつけていくということもできますが、既に砂川市は6次産業化というようなお話は改めてしなくてもお菓子屋さんが地元のお菓子を使って加工をしたりですか、砂川市内の業者でなくてもよそのまちに加工の原材料として出荷している例もありますので、ここは作付面積的には砂川市は確かに小さいのですが、やはり農業を支援していくという形で、その農業に関していろいろとアドバイスをしていく、そういったような機関としての農業委員会は重要だと思っておりますので、今ほどの市長の答弁を踏まえて、市長はこれから新しい農業委員を選任するときには、ぜひともそのことをしっかりと配慮していただきたいというふうに思います。

続きまして、(3)でありますけれども、これも先ほど利害関係を有しないということでは農協のOBの方ですか、農地を実際に手放された方などといったような方を今の段階では対象として考えているようなお話もされましたが、これも農林水産省が出している一つの例としてはいわゆる士業、弁護士さんですか、税理士さんですか、司法書士さん、行政書士さん、そういったような方々も例示としては上がっております。しかし、一方で危惧するところがありまして、こういった方々が全く農業に利害関係を有しないかということ、農地の転用ですか、登記とか、さまざまな手続において利害関係を有する場合が出てくると。そうなると、農水省の言っているところが真意がどこにあるのか、なかなかわかりづらいのですが、そういったような方々、俗に言う士業と言われる方々はやはりそうはいつでも法律の分野に精通しているとか、税務の分野に精通しているといったようなこともありますので、同じ士業としての資格を持っている方の中でもさらに細かく要件を決めて対象を限定すれば、もしかするとこういった利害関係を有しない委員として選任することができるのかなというふうに思うのですが、その辺についていわゆる士業、資格を持

った方についての対象というものを全く最初から排除してしまうものなのかどうかという考えについてお伺いしたいと思います。

それから、(4)でありますけれども、農地利用最適化推進委員については、これを置く場合には農業委員の定数を減じなければなりませんけれども、一方で先ほどの答弁にもあったように1%と70%という2つの基準があります。砂川市の今の現在の状況でいけば、この農地利用最適化推進委員を経過措置後に置かなければならない状況なのかどうかということを再質問でお伺いしたいと思います。

それから、(5)ですけれども、農業委員会の機能強化については2名の専従と2名の兼任でやって、計4名体制で行っているというお話でありました。法律の趣旨としては、農業委員会事務局の機能強化というお話が入っているのですが、なかなかそうはいつでも人をふやしていくということにはつながっていかないということでもあります。その中で、今の日常業務をこなしながら、なおかつ新しい農業委員会制度への移行制度を整えつつ、農業委員会事務局の機能強化という3つのことを同時並行でしていかなければならない。これは、非常に負担になってくると思いますので、農業委員会事務局だけでできることではありませんけれども、常日ごろからのやはり市との連携ということが必要になってくると思いますが、その点についてはどのようにお考えになっているのかを再質問でお伺いします。

それから、(6)のタイムスケジュール的なものについては大体はわかりましたけれども、一連のこの流れに行き着くまでにやはり若干ほかの先進事例で先行している自治体の例とかを踏まえて、この条例の制定ですとか任命同意の要件の細かい基準等についてはやはり議会ももうちょっと積極的に関与したほうがいいのかなど。ということで、社会経済委員会等での報告とか議会に対する報告がどういうふうに進んでいくのかということをお伺いして再質問とします。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君 4点ご質問をいただきました。

初めに、利害関係を有しない方の考え方で、1回目ご答弁を申し上げた方を対象とすることを基準としつつも議員さんのご指摘のとおり、農水省の説明では俗に言う土業と言われる弁護士さん、司法書士さん、行政書士さんも対象としていいのですよという例として挙げられておりますが、実際こういう小さなまちになりますと、そういう皆様が農地の転売、転用等々の仕事を請け負うということもございますので、あくまでもそこら辺を慎重に関係機関とお話を進めながら、そういう方たちを対象とするかどうかは調査検討を進めてまいりたいというふう考えております。

それから、農地最適化推進委員の基準をクリアした場合は置かなくてもいいのではないかとということで、まさにそのとおりでございますけれども、この農地の状況というのは随時変化するものでございますから、この定数、砂川市農業委員会定数条例の中にそれぞれ

農地最適化推進委員を委嘱する場合の定数と農地最適化推進委員を委嘱しない場合の定数、それぞれの場合を定める予定であります。

それから、農業委員会と市との協力体制ということでありますけれども、まさしくそのとおりでございます。非常に今農地の動きもなかなか活発化しております。そこは例えば当市の場合は農政課と農業委員会が同じ部屋、同じポジションにおりますので、そこは常に情報を密にしながら連携強化をしていきたいというふうに考えております。

それから、タイムスケジュールは、まだ砂川市の場合は農業委員さんの任期がちょっと先にありますので、また具体的な動きは出ておりませんが、その都度社会経済委員会に報告できるタイミングがありましたら、進捗状況などをご報告したいというふうに考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 利害関係を有しない委員の俗に言う土業の方々に対する委員選任についての考え方はわかりました。ただ、これも今この場で即決するという話ではなくて、法がまさに来年4月1日から施行で、先進的な自治体の動向もまだわからない中で、今ここではっきりと答弁をしていただくというのは難しいというのわかりますけれども、可能性としてはやはり利害関係を有する土業の人ばかりではないので、もしそういう方がやっぱり入れれば法的、税務的な知見、会計的な知見、いろいろな知見から農業のことも見ていただけたらと思いますので、最初から排除ありきというか、だめなのだよということではなくて、考えていただきたいというふうに思います。この(3)については終わります。

次に、(4)でありますけれども、先ほど質問の中では今の砂川市の現状も聞いたつもりだったのでありますけれども、その辺もわかれば再度お伺いしたいのですが、その現状とこの農地利用最適化推進委員を1回置いた後、その要件をクリアして、また置かなくていいとなったと。その場合に、農業委員の定数自体は一旦減るわけですね、農地利用最適化推進委員を設置することによって。そうすると、その減った分、農業委員さんが回復するような形になるのかどうかというのは、どういうふうになっていくのかということをお伺いしたいと思います。

それから、報酬、費用弁償については現行の農業委員さん等との余り差が生じないよというか、基本的には一つの農業委員会の中で同一組織体に属するわけですから、差を設けることというのはなかなか難しいと思うので、これについては先ほどの答弁で理解しました。

それから、(5)の農業委員会の事務局の機能強化ですけれども、今ほど答弁あったように農業委員会と農政課、同じ部屋で兼務されている方が部長が局長、課長が次長という形でやっていらっしゃる。人をふやすというのは、先ほども言いましたけれども、なかなかこのご時世には難しいのかなとは思いますが、やはりかといってマンパワー不足が原因で誰かが病欠とかかされてしまうと、それは逆に本来の業務にまたしわ寄せが来るので、

必要なところは市の当局とも協議をしながら、ぜひとも機能強化、やはり最終的にはマンパワーというのは非常に重要な要素になってくると思いますので、その辺もこれは要望みたいな形になりますけれども、しっかりやっていただきたいと思います。

それから、6のタイムスケジュールの点についてもわかりました。その都度何かいろんな報告すべき事項があれば社会経済委員会、つまり議会のほうにも報告が入るということで理解しましたので、これはよろしくお願ひしますと申し上げまして、再質問はその1点だけお願ひします。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君 農地最適化推進委員の関係で、細かく3点いただきました。

まず、人数でございますけれども、まず法令上の上限というのがありまして、それを1回条例上で設定をしなければならないと思うのです。その場合の上限を設置しますけれども、砂川市の場合は現行の農業委員さんが14名で運営をしております、ここが一つの基準になろうかなというふうに考えております。したがって、例えばあくまでもこれは想定でありますけれども、一つの基準としての想定でありますけれども、農地最適化推進委員を委嘱する場合は、農業委員さんは現行の14名のうちの半分程度が一つの目安となって、そこをどうするかということ、残りは最適化推進委員さん、そうでない場合、委嘱しない場合は現行の定数14人を一つの基準と考えて、そこをどうしていくのかというような考え方になっていこうかというところでございます。

それから、農地最適化推進委員を置いた後の対応でございますが、任期3年という一つの基準がありまして、これは農業委員さんの任期に農地最適化推進委員さんも合わせますということですから、1度砂川の場合がその基準をクリアせずに最適化推進委員を置きましたとなった中の3年の間でもし数字がクリアできましたよとなったとしても、まずは任期期間中は満了まで農業委員さんとともに務めていただきまして、その後やはり基準をクリアしていれば、今度は最適化推進委員さんを置かないという形になっていこうかというふうに考えております。

それから……済みません。もう一つ……それで答えていますかね、農業委員さんが回復するというところで。

〔何事か呼ぶ者あり〕

今の砂川の現状ですね。そうなのですね。現状ですね。砂川市の場合は、ぎりぎりのところにありまして……ちょっと済みません。失礼します。遊休農地の面積は全農地の1%以下というのは、これは大丈夫なのですけれども、区域内の農地面積の70%以上を認定農業者等の地域の担い手が集積しているかというところは今ちょっとぎりぎりなのです。その数字を今精査しております、そこが見えるのが来年の3月以降になります。その状況を見据えて推進委員の方向性を定めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今微妙なラインにあるということで、つまり何が言いたいかということ、どっちの場合であっても対応がとれるようにはしっかりしていただきたいということですので、その点は要望として終わります。

次に、大きな2番目の北光公園沿いの湖岸通りの中央分離帯の街路樹の伐採についてありますけれども、先ほど樹木の耐力等も考えて伐採を含めて検討していきたいというお話がありました。砂川市は緑化宣言都市でもありますし、公園面積も非常に大きいところでもありますし、あのポプラ自体が確かに非常に景観にマッチしていいということもあります。木の伐採ということになると、少し抵抗が強いというか、ハードルが高いのかなというふうには思うのですが、先ほども答弁でありましたように危険木という認識では多分共有はできるのかなというふうに思っております。この樹木の耐力等を考えて、恒常的にパトロールをしながら、その判断の可否を決めていくのだと思うのですが、やはり自然災害というか、この前の強風みたいなようなものがいつ襲ってくるかもわかりませんし、現実には想定できない中で災害というものが発生するケースが非常に多いものですから、やはり危険木という認識があるのであれば早急に今できる応急的な対応をとっていくべきではないかというふうに思っております。一番わかりやすいのは、大胆に剪定をするのですとか、場合によってはこれを思い切って伐採して新たな景観にマッチする樹種を植栽するというような方法も一つの方法としてはあるのかなというふうに思うのですが、その点についてはいかががお考えになりますか。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時56分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

武田圭介議員の質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長 古木信繁君 ご質問のポプラの木でございますけれども、この木につきましては3本とも空洞がございます、また縁石等に侵食しているという状況にありまして、危険であるということは認識しております。ただ、これがすぐ倒木するおそれは今のところないと考えているところでございます。今後の対応でございますけれども、これから春になりまして雪解け後にすぐに樹木の専門業者ですとか樹木医に調査をしていただいて、その結果をもとに伐採するのか剪定するのか判断をいたしまして、すぐに対応を実施してまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今ほど答弁いただきましたので、雪が解けた後に調査をかけて伐採か剪定をするということを決めるということですのでけれども、当然伐採をした後には、またその

後植樹ということも考えるのでしょうから、この件についてはまた来年度以降、状況を見ながら議会で質問とか質疑ができるような状況にあればしたいと思います。

次に、大きな3点目でありますけれども、東一線道路の打ちかえ工事についてでありますけれども、これももう言うまでもなく雪解け後になると道路にわだちができたりとか、ひびが無数に入っていたりとか、そういったようなことが散見されます。当然市内の道路はいろいろあるわけですから、何もこの区間だけということではないのでしょけれども、通行量等を考えると、やはりここは砂川の中心部のほうから空知太に抜けていく道路としても頻繁に利用されておりますし、先ほどの答弁の中でもありましたように道路ができてから約30年、もう28年経過しているということでもありますので、ただこういったような道路を完全に直すとなれば、最終的にはお金の問題になってくるのかなと。お金が潤沢にあれば、この打ちかえ工事もできますし、全面的に直すということができるのでしょけれども、これから砂川市はまだ庁舎のほうでもお金がかかったりとか、先ほど午前中の増山議員の庁舎整備の答弁の中でも第6期総合計画の財政運営に支障のない範囲でやっていきたいというお話もありましたので、物事の取捨選択を考えたときに道路の整備ということも重要なことではあります、これも財政の動向に非常に左右される分野なのかなと。かといっても道路はやはり人々が生活する上で、今は車社会ですので、安全に通行できるようにはしていかなければならないわけでもありますけれども、この点、第6期総合計画を現在実施中ではあります、先ほどの1回目の答弁であったように今は軽微な補修で済んでいるということですが、今後いろいろと道路を調査していく中で、こういった打ちかえ工事みたいな大きな工事を実施していく可能性というものは今庁内でというか、部内で検討はされているのでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君 ご質問の道路の大規模な修繕、打ちかえ、オーバーレイ等ございますけれども、これらにつきましては今第6期総合計画の中には入ってございません。それで、今までは緊急性のあるもの、それから道路の傷みの激しいもの、それはやはりやらなければならないということで随時実施してきておりましたけれども、今回昨年とことしと道路の路面性状調査ということで、道路の舗装面の調査を実施しているところでございます。この調査が平成27年度に終了いたしますので、この調査の結果をもとに大規模補修の計画というものも今後つくっていきたく、そういうふうには考えておりますけれども、この計画実施に当たりまして国のほうからの財政支援の形、そういうものがまだ見えてきておりませんので、そういうものを反映いたしまして計画をつくっていきたくと考えておりますので、計画作成にはまだ若干時間がかかるとは思いますけれども、計画をつくって実施していくような形で将来的には考えてございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今答弁ありましたように調査を行って、その調査結果を踏まえて国から

の財政支援があれば、今後の市内全体の道路の状況も総合的に勘案しないといけないかもしれませんが、今何もないからいいのではなくて、やはり一旦重大な事故とかが起きてしまうと道路の安全管理のあり方も問われるわけですから、その辺も十分配慮されて進めていただきたいというふうに思います。

それでは最後に、大きな4点目の空知太に所在する旧国家公務員住宅の利活用についてのお話でありますけれども、9月議会のときにも、あのときには子育て等の専用の公営住宅等の整備をしていく一環の中で、この空知太東2条1丁目という旧国家公務員住宅がたくさん、7棟の空き棟があるものですから、こういったようなところを利活用できないかという趣旨でお伺いをして、まだそのときの答弁の中では、市長も答弁に立たれましたけれども、漠然とした内容であったと。このたび社会経済委員会のほうで、北海道財務局と協議をして、その砂川市の申請に対して承認が得られたという話がありましたので、1棟だけありますけれども、少しは……少しはというか、地域の活性化にとってはいいことであったのかなというふうに私自身は評価しております。

考え方はいろいろあります。ありますけれども、あそこには大型の商業施設も砂川に進出をしてくれて、なおかつ国道にも近いということもあれば、あそこの土地を利活用しないでそのまま遊ばせておくのは非常にもったいないことであると思います。それから、先ほど来答弁でもありましたけれども、移住、定住ということを考えたときには市外から人が通ってくるよりは市内に住んでくれたほうが市道民税は入ってきますし、日々の経済活動というのが行われるわけですから、何がしかのお金の動きもあると。また、人口もわずかであっても確実にふえるわけでもありますので、地方交付税の算入等についてもプラスになってくるということで、全くどうしたらいいのだという手つかずで放置しておくよりは、やはり1棟であってもそういったものを取得して活用をしていただきたいというふうに思っております。

先ほど答弁の中で、どういった方を対象にしようとしているのかということで答弁をいただいたのですが、移住、定住に寄与するというような形とか、いろんな細かい砂川市としての希望が出ておりました。やはり市内で働いている方が一番対象になりますし、近隣から通っている方、こういった方々を砂川市内に呼び込めれば一番いいわけです。こういったような方々を対象としようとする場合には、そういった市内で働いているかどうかということの調査も考えないといけないですし、公平性という観点から考えるならば、あらゆる企業にやはり周知をしていかなければならないと思いますが、対象を先ほどの答弁である程度限定しようとしている中で周知方法、入居対象者がいると思われるような企業に対してどのように今働きかけていこうとしているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、タイムスケジュール的なものは大体わかりました。当然このタイムスケジュールもほかの事例と同じように議会に対しても詳細な報告がその都度入ってくると思いま

すけれども、その点について、このタイムスケジュールについても詳細が固まれば議会のほうに報告が入っていくのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、(3)番目ですけれども、現時点ではほかの6棟の取得等については考えていないということでありましたけれども、7棟ある空き住宅のうち1棟だけを取得すると。そうすると、周りはある意味空き家だらけであって、人がそこに入ると当然人がそこに住むことによって経済活動が行われるわけでありまして、当然その周辺環境というのが大事になってきます。防犯という観点一つとっても、周りが空き地とか空き棟というのはやはり余り好ましいことではありませんし、一番いいのは更地になっていることでもありますけれども、これはまだ国の財産であれば国が考えることなので、その辺は難しいと思いますが、当然今は車社会だということも先ほど別の質問項目で言いました。今一家には必ず1台以上の車があります。あそこら辺周辺には、多く車がとめられるところもなかったと思うのですけれども、せっかくこうやって建物を取得しても車のとめる場所がなければ、やはりなかなか移住、定住の方を呼び込もうとしても無理だと思うのですが、周辺環境整備の一環としてそういった駐車場対策とか、そういったようなものについてはどのように考えているのか、再質問としてお伺いします。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君 3点ほどのご質問だと思います。

まず、1点目でございますけれども、今回この事業を実施するに当たりまして、従業員のおおむね50名以上の市内に本店を置いている12社に調査をいたしまして回答を得ております。その結果でございますけれども、この12社で合計従業員971名のうち、市内に住んでいる方が515名、市外に住んでいる方が456名というようなことで、約半数の方が市外に住んでいるということでございます。議員のほうからも申し上げられましたけれども、何とか市外に住んでいる方を市内に住んでいただくというようなことで今回この事業を実施することとしたところでございます。企業のほうに対する公平性ですとか周知の方法等につきましては、これから詳しい基準なりをつくっていく段階で公平に市内の企業のほうに周知をいたしまして、それで入居の準備を進めてまいりたいと、そのように考えてございます。

それから、タイムスケジュールの関係でございますけれども、今は仮のタイムスケジュールというのは考えてございますけれども、いかんせんまず売買契約、まだ実際に購入していないという状況でございますので、その辺売買が決定してから、それからいろいろ順番を振ってタイムスケジュールを考えてまいりますけれども、それらの議会への報告は機を見まして社会経済委員会で報告してまいりたいと考えてございます。

それから、3点目の今回1棟を購入いたしまして、残り6棟ということでございますけれども、あくまでもまだ6棟は国の財産でございますので、市のほうで更地にしていただくとか、そういうことは言えません。国のほうでは、市のほうに1棟を売却した後にこの6

棟を一般公募で売却したいというような意向で聞いてございますので、それらの経過、そういうのを見ていきながら対応してまいりたいと考えますけれども、仮にその6棟が売却にならないでそのまま置いてあるというような状況になったときに、例えば防犯の関係ですとか、それから環境、草刈りの関係ですとか、そういう部分について言えるものについては要望してまいりたいと、そのように考えてございます。

また、駐車場の関係でございますけれども、今はこういう車社会でございますので、駐車場の整備も改修に合わせてやっていきたいと、そういうふうに考えてございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 1と2についてはわかりました。(3)についてのみ再質問をしますけれども、今ほど周辺環境の整備等の話もわかりましたが、これから冬本番になってくると今度は除雪の問題も当然出てきます。まだ今はこの建物を取得して、改装をして人が住んでいるわけではありませんけれども、実際に人が住んだとなれば今ほど答弁あったように建物はまだ国の所有ですので、一般公募にかけても塩漬けのままである間はその辺の除雪がどうなるのかといったような問題もありますので、この辺もあわせて環境の整備の一つということで国に対して要望を上げていってほしいというふうに思います。

また、今回はこの1棟の取得にとどまりましたけれども、社会経済委員会の報告の中で、まだ契約は締結していませんから確定はしていませんが、取得にはおよそ1,500万程度かかると。これを近隣の相場から考えると、非常にやはり高額であるというふうに私は思います。と思いますが、その金額をどう評価するかという問題で考えたときに、この1棟の建物の取得自体を1,500万出すのは確かに高い買い物になってしまいますが、それによって先ほど申しましたように移住、定住で確実に人口がふえ、地域が少しでも活性化し、経済活動が行われてお金が入ってくるということで捉えるのであれば、今何もしなければそうやって人がふえる時代でもありませんので、これをてことしてますます人がふえていくような取り組みにしていっていただきたいと申しますし、1回目の答弁でもあったように砂川市内は確かにアパートの空室はいっぱいあります。いっぱいありますが、家賃が高いということで、どうしても近隣から通ってくる方がいっぱいいらっしゃる。これは、先ほどの答弁の中で大きな企業の中で約半数近くが市外から通っているというのは非常に残念な結果であると思えますし、一人でも多くの方が砂川市内に住んでほしいというふうに思っております。ですので、この地域はまだまだ6棟の空き棟もありますし、土地としても広大な面積が残っておりますので、今ほど言いましたように金額の高低にかかわらず、地域活性化という観点からぜひともこの一等地をうまく利活用していただきたいと思えますけれども、この点について9月に引き続き市長に見解をお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 9月でもお答えいたしましたけれども、私が2期目を迎えるに当た

って、これからは定住化とか少子化対策を力を入れていかなければならないという考えがございまして、各団体等のヒアリングをちょうど昨年やっておりました。その中で、砂川の現状がわからないと対策が打てないということで担当者、広報広聴課と商工の課長だったと思いますけれども、各企業を回って、いわゆる従業員の状況がどうなっているのだというのを調べてくれということで、調べた結果が先ほどの半分半分で、もともと企業が募集をかけたときに、滝川のほうが人口は多いものですから、もともと滝川の住んでいる人たちがそのまま砂川に通ってきているという例がほぼ多いのだろうなというふうに思っておりますけれども、銀行の支店長ともその辺の絡み、それから不動産業者の方とも家賃の相場等の話をいろいろお聞きしますと、砂川はまだ飽和状態に至っていないからやっぱり滝川より1万円ぐらい高いと。滝川は飽和状態に達したので、アパートの家賃は砂川と滝川では1万円ぐらいのおおむね差がありますということで企業ともお話をしまして、企業のほうで人の足で確保するから、ある程度利子補給もするので、企業でアパートを建てる考えはあるかないかというのも話の中でさせてもらいましたけれども、なかなかそこは話がまとまらなかったという経過がございまして。また、その話の中で本当は砂川に住みたいのだけれども、やっぱり1万円の差というのは大きいと。だから、滝川から通いますと出ていかれた方も実際におられましたし、また砂川にはいわゆる3LDKのような場所が少ないと。だから、希望のところがなくて転出、滝川から通わざるを得ないという話も実際生の声で聞いてございましてので、いわゆる公営住宅には収入の関係で入れないけれども、アパートも希望のところが条件とか金額で合わなくて出ていった方を何とか出て行かないようにする、そんな方法はないかというようなことを実はかなり苦慮しておりました。その後、年が明けてから地方創生の話が出まして、定住とか少子化の話が出てきましたけれども、いわゆるそこを埋めるようなものを何とか方法はないのだろうかというのが昨年からことしの初めにかけて苦慮した事項でございまして、たまたま財務局のほうの話がございましてので、そこで何とか対応できる方法はないのかというのが担当に私が指示した事項でございまして。その中で、何とか話がつきましたので、ある程度その1棟分については確保はできるだろうという見込みは立っていますけれども、その後の問題についてはその状況を見ながらまた判断していかなければならないかなと、こんな考えでいるところでございます。

◎延会宣告

○議長 飯澤明彦君 本日はこれで延会します。

延会 午後 2時15分